

南砺市情報公開制度の概要

1 情報公開制度の目的

南砺市情報公開条例第1条において、南砺市情報公開制度の目的が明らかにされています。

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市政に関する市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにし、もって市政への市民参加の促進及び公正で透明な市政の推進に資することを目的とする。

この条例は、「地方自治の本旨にのっとり」、「市民の知る権利」を尊重し、「公文書の開示を請求する市民の権利」を明らかにするとともに、「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めること」を手段として、「市が市政に関し市民に説明する責務を全うする」ようにし、「市政への市民参加の促進及び公正で透明な市政の推進に資する」ことを目的としています。

2 公文書開示制度

公文書開示制度は、市民等に、自ら必要とする情報を必要とするときにいつでも入手できるよう、市が保有する公文書の開示を求める権利を認め、これを制度的に保障していくところに大きな意義があります。また条例に適合した開示請求権の行使に対しては、実施機関は該当する公文書を開示するかどうかの決定をしなければならない義務を負うことになります。制度の概要は、次のとおりです。

（1）実施機関

情報公開を実施する機関は、次のとおりです。

- ①市長
- ②教育委員会
- ③選挙管理委員会
- ④公平委員会
- ⑤監査委員
- ⑥農業委員会
- ⑦固定資産評価審査委員会
- ⑧議会

（2）対象公文書

公文書開示請求の対象となるのは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。

ただし、新聞、雑誌等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものや、市立図書館等で一般の利用に供することを目的として管理されているものについては、対象外としています。

(3) 開示請求権者の範囲

開示請求ができるのは、次のいずれかに該当する者又は団体です。

- ①市に住所を有する者
- ②市に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③市に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④市に存する学校に在学する者
- ⑤市税を納める義務のある者

⑥前各号に掲げるもののほか、実施機関が保有している公文書の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体

なお、第6号の理由は、次に掲げることを内容とするものでなければなりません。

- ①実施機関が行う処分又は事業により自己の権利又は利益に直接影響を受け、又は受けるおそれがあること。
- ②報道を目的としていること（放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）が請求する場合に限る。）。
- ③学術研究を目的としていること（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が請求する場合に限る。）。

(4) 開示請求の方法

公文書の開示請求は、公文書開示請求書に必要事項を記入し、情報公開窓口（総務課）か行政センターに提出して行います。郵送、ファクシミリ、電子メールでも請求できます。また、請求書は市のホームページからもダウンロードできます。

(5) 開示請求に対する決定等

実施機関は、開示請求があった日から起算して原則15日以内に開示をするかどうかの決定をし、請求者にその内容を通知します。ただし、請求のあった公文書が大量にあるなど事務処理上困難な場合は、その期間を延長することがあります。この場合、延長する期間やその理由を書面で通知します。

(6) 公文書の開示義務

公文書は、原則として開示ですが、次のように、例外的に開示されない情報があります。

- ①法令秘情報（法令等で公にすることができないと認められる情報）
- ②個人情報（特定の個人を識別することができる情報）
- ③法人等情報（法人などの正当な利益を害するおそれのある情報など）
- ④公共の安全等情報（公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報）
- ⑤審議、検討等情報（市や国などの内部又は相互間での審議、検討等を行うにあた

- り、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報など)
- ⑥行政運営情報（市や国などが行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報）

（7）費用の負担

公文書の写しの交付を希望される場合は、実費を負担していただきます。

（8）審査会

請求者が実施機関の非開示決定等に不服がある場合は、審査請求をすることができます。実施機関は、審査請求があった場合、原則として審査会に諮問し、その答申を尊重して審査請求について決定を行います。

審査会は、審査請求に対して慎重かつ公正な判断を行うために設定された附属機関で、学識経験者5人以内で組織され、実施機関からの諮問に応じて調査審議し、答申を行います。

（9）他制度との調整

公文書であっても、法令等の規定により閲覧等が可能な場合は、これらの制度等との調整を図るため、情報公開制度は適用しないこととなっています。

3 情報公開の総合的な推進

市は、条例に定める公文書の開示のほか、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に入手することができるよう、情報公開の総合的な推進を図ることになっています。

4 出資法人等の情報公開

出資法人等（市の出資割合が50%以上の法人、市から一会計年度において1,000万円以上の補助金等を受けている団体など）についてもこの条例の趣旨にのっとり、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努めます。また、市長は当該出資法人等に対して指導に努めます。

5 指定管理者の情報公開

市の公の施設の管理を行う指定管理者が、当該公の施設の管理に関する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう、市長は当該指定管理者に対して指導に努めます。